

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)	
地域名 (地域内農業集落名)	本名後北部 (内門、二本松、後中、都迫、早馬、上河内、神園、本吉田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月24日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は、水田地帯で水稻・WCS用稲等の耕作が多く、施設野菜ではコマツナ・サントウサイ等の軟弱野菜の栽培が盛んである。
- ・基盤整備された圃場が多いが、未整備の水田に耕作放棄地が見られる。
- ・10年後の意向が売りたい・貸したいの耕地面積より中心経営体の引き受ける意向のある面積が少ないことから、今後耕作ができなくなった際に備えて、新たな引き受け手を考えておく必要がある。
- ・シカ、イノシシ等による被害が多く、被害防止対策が急務である。
- ・神園集落は高土手で作業がしづらい上、シカによる被害が多く、高齢化も相まって遊休化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻やWCS用稲、コマツナ・サントウサイ等の栽培を引き続き行う。
- ・水稻等の土地利用型作物については、担い手等による個人受託生産を継続し、病虫害防除については吉田地区稲作研究会による航空防除を活用し、共同防除を推進する。
- ・畜産農家によるWCS生産を後押しし、収穫後の稲わらの活用など耕畜連携に取り組む。
- ・電気柵の設置や猟友会との連携による鳥獣被害対策を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)以外の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を希望する農業者の農地周辺に集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し出し意向があった場合、農地バンクによる集約を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備されていない一部の未整備圃場については、農業者の高齢化や地権者の市外流出により、しばらくは基盤整備事業を実施する予定はないが、用水路や排水路の整備等については関係機関と連携し保全に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
普通期水稻での吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等の活用により電気柵の導入等を進めつつ、適正な使用を行うことで、鳥獣被害を防止する。
 ②⑨収穫後の稲わらを畜産で利用し、堆肥を水田に施用する耕畜連携の推進を図る。
 ③スマート農業の情報収集に努め、リモコン草払い機等の導入による省力化を検討する。
 ⑦市道、農道等の鳥獣や災害による被害へ迅速に対応するため、関係機関と連携を図る。